

岐阜市地域包括支援センター運営業務委託（南部） 事業者選定にかかる質問票に対する回答

No	質 問	回 答
◆その他		
1	センターの施設基準として部屋の広さは決まりはありませんか？	センターの事務室及び相談室について、最低床面積に係る具体的な数値基準は定めていません。 ただし、仕様書「第1 センターの運営」2（2）から（4）までに定める設置基準を満たす必要があります。事務室は、原則として独立して確保し、職員数分の事務机及び椅子並びに施錠可能な書類保管庫等を設置できるスペースを確保する必要があります。 専用の事務室を確保することが困難で、やむを得ず受託法人の施設内に併設し、又はサービス提供事業所等の事務室と共有する場合は、遮蔽物等により事務室を隔てる必要があります。また、相談室については、相談者のプライバシーが守られるよう、別室又は別のスペースを確保する必要があります。 また、地域包括支援センターの業務を行うに当たって、仕様書「第2 センターの業務内容」1（8）に定めるとおり、受託法人は、地域包括支援センターを事業所として、指定介護予防支援事業所の指定を受ける必要があります。このため、「岐阜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第22条に規定する「事業を行うために必要な広さの区画」を有し、「指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等」を備える必要があります。